

監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成29年1月19日

幕別町監査委員 八重柏 新 治

幕別町監査委員 乾 邦 廣

住民監査請求監査結果

第1 請求の受付

1 請求人

住所 (省略)

氏名 (省略)

2 請求書の提出

平成28年11月29日

3 請求内容

主張事実(要旨)及び措置要求

幕別町長は、平成28年8月20日(土)13時30分開催の第24回農業団体役員・委員等の親睦パークゴルフ大会に出席した。

当日は天候不順のため14時30分頃より親睦会が開催され、その後運転手付き公用車で札内中央町の寿司店に移動し、さらに公用車にて途別の別会場に移動し懇親会に参加した。

請求人は、このような幕別町長の公務行為に疑問を感じるものである。

パークゴルフの懇親会は公務と認定できるが、その後の飲食及び公用車の使用は、私的な利用であり情報収集等のための行動とは思われない。

当日の作業日報より公用車の稼働状況は、13時から20時15分まで走行距離43kmである。

よって、住民感情から、当日の公用車の使用は過大であり、農業団体懇親会以降は私利私用の利用であり、幕別町の財務会計上に損害を与える過大使用分の返還を請求する。

監査委員は、幕別町長に対し、幕別町の公金支出について適切に支出するために必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

4 請求の要件審査

本件監査請求は平成28年11月29日付で受付し、要件審査を行った結果、地方自治法第242条の所定の要件を具備しているものと認めた。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求人の主張事実（要旨）及び措置請求における次の主張に関すること

平成28年8月20日（土）に幕別町長が使用した運転手付き公用車について、第24回農業団体役員・委員等親睦パークゴルフ大会の懇親会は公務と認定できるが、その後の飲食及び公用車の使用は、私的な利用であり情報収集等のための行動とは思われない。よって、住民感情から当日の公用車の使用は過大であり、幕別町の財務会計上に損害を与える過大使用分の返還を請求する。

監査委員は、幕別町長に対し、幕別町の公金支出について適切に支出するために必要な措置を講じるよう勧告することを求めるとの主張。

2 監査対象部局

企画総務部政策推進課

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して地方自治法第242条第6項の規定により、平成28年12月19日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、陳述において請求の趣旨の補足説明を行った。

4 関係職員の調査等

地方自治法第199条第8項の規定により、監査のため必要があると認めたので、関係書類の提出を求めるとともに関係職員の出頭を求め、平成28年12月27日に調査を行った。

第3 監査の結果

1 認定した事実

(1) 平成28年8月20日に運転手付き公用車を使用した幕別町長の行動は、以下のとおりであることが確認された。

- ① 午後1時5分頃自宅を出発。午後1時20分頃依田公園に到着し、第24回農業団体役員・委員等親睦パークゴルフ大会に出席。
- ② 午後4時頃依田公園を出発。午後4時5分頃札内中央町の寿司店に到着し、農村議員懇話会に出席。

- ③ 午後5時30分頃札内中央町の寿司店を出発。午後5時45分頃途別の養鯉場に到着し、途別カラオケ祭りに出席。
- ④ 途別カラオケ祭り出席のため中座した農村議員懇話会より再度の出席要請のため、午後7時20分頃途別の養鯉場を出発。会場である帯広市内飲食店へ午後7時40分頃到着し、公用車を車両センターに返し農村議員懇話会に出席。

表1 公用車の運行管理状況。

使用時間	経路	走行距離
始業：午後1時	午後1時 車両センター	43km
	→ 午後1時5分 町長宅	
	→ 午後1時20分 依田公園	
	→ 午後4時5分 札内中央町寿司店	
	→ 午後5時45分 途別養鯉場	
	→ 午後7時40分 帯広市内飲食店	
	→ 午後8時5分 幕別町役場	
終業：午後8時15分	→ 午後8時15分 車両センター	

2 判断

前記1で認定した事実に基づき、請求人が主張する違法性や不当性について次のように判断する。

請求人は、平成28年8月20日（土）の幕別町長の公用車の使用について、第24回農業団体役員・委員等親睦パークゴルフ大会の懇親会は公務と認定できるが、その後の飲食及び公用車の使用については、私的な利用であり情報収集等のための行動とは思われなため、公用車の過大使用分に係る経費の支出の返還を求めているものと解される。

地方公共団体の公務について最高裁は、「普通地方公共団体が住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされていること（法1条の2第1項）などを考慮すると、その交際が特定の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において具体的な目的をもってされるものではなく、一般的な友好、信頼関係の維持増進自体を目的としてされるものであったからといって、直ちに許されないこととなるものではなく、

それが、普通地方公共団体の上記の役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該普通地方公共団体の事務に含まれるものとして許容されると解するのが相当である。」（平成18年12月1日最高裁判所第二小法廷判決）と判示している。

町長の担うべき公務は、町の代表として町政運営において必要と認められる相手方との面談、懇談、意見交換、会合、式典等への出席、外部からの要請による庁舎外での会議への出席、講演のほか、社会通念上必要とされる冠婚葬祭等儀礼的な行事を含み広範多岐にわたっている。

認定した事実から今回の事案においては、人格の異なる3つの団体からの出席依頼を受け、それぞれに町長として出席したもので、普通地方公共団体の上記役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的に見ることができ、その目的、態様等に照らしても、社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものということとはできない。

以上のことから、本件公用車使用は公用車を公務に使用したものであって、それが違法又は不当であるということとはできないと判断する。

3 監査の結論

本監査請求書「監査委員に求める措置：幕別町長に対し、幕別町の公金支出について適切に支出するために必要な措置を講じるよう勧告することを求める。」については、請求人の主張については理由がないものと判断し、棄却することと決定した。